平成２５年（フ）第４号
秋田県大館市比内町扇田字上大岱58番地３
債務者　佐藤　康樹
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第２４９号
三重県四日市市南松本町６番地16
債務者　中村　武男
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
三重県員弁郡東員町笹尾東１丁目38番17
債務者　中川千鶴子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
三重県桑名市大字大仲新田483番地５　フレグランスヒラマツ103号、前住所三重県桑名市大字大仲新田606番地23
債務者　稲垣　里花（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
三重県いなべ市大安町南金井729番地
債務者　村田裕一こと　禹　　裕一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
三重県四日市市三重４丁目２番地　29―302
債務者　伊藤　孝次
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
三重県桑名市新築町54市営住宅132号、住民票上の住所三重県桑名市大字芳ケ崎1497番地129
債務者　吉川　　薫
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
京都府久世郡久御山町北川顔表畑４番地
債務者　共明伸美こと　金　　春基
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
京都市左京区岩倉上蔵町54番地　岩倉団地３棟105
債務者　平川　末江
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０５号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目９番23―207号
債務者　谷脇真奈美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３号
広島県世羅郡世羅町大字西上原967番地２
債務者　風呂迫弘征
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
愛媛県松山市清水町４丁目36番地３　光荘102号室
債務者　髙橋　早美
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地41棟２号
債務者　栗林　厚子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５号
愛媛県松山市空港通６丁目19番23号　サンビレッジ空港通Ｂ201号
債務者　吉澤　里美
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７号
愛媛県伊予市下吾川1425番地２
債務者　田村秀一郎
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
大分県豊後高田市高田3035番地１
債務者　寺岡　義明
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第５号
千葉県松戸市稔台２丁目１番地の１　稔台ハイツ201号、前住所茨城県北相馬郡利根町大字押戸1217番地
債務者　古川きよ子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係